

第2章 事業の概要

(平成26年度)

第2章 事業の概要

1 保健総務課

(平成26年度)

事項名	事業名	概要
地域保健	奈良県保健医療計画	平成25年4月に奈良県が策定した「奈良県保健医療計画」の着実な実施と推進を図る。
	奈良市保健所健康危機管理地域連絡会議	健康危機発生時における体制確保のため、平常時から奈良市保健所管内における関係機関との連携を図る。
	地域保健関係職員等研修会	市民のニーズに対応した保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供するため、地域の保健関係職員等に対し、地域保健対策の理念を踏まえた幅広い研修を実施し職員の資質向上を図る。
衛生統計	人口動態調査	人口動態事象（出生、死亡、死産、婚姻、離婚）を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。
	国民生活基礎調査	国民の保健、福祉、年金等国民生活の基礎的事項を把握し、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得る。
	地域保健・健康増進事業報告等	地域保健法等の法令の規定に基づき、月報、年報として報告する。（地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例、病院報告、医療施設調査、患者調査、受療行動調査）
医事薬事	医事	診療所・助産所の開設・変更許可、衛生検査所の登録、施術所・歯科技工所の開設届の受理等及び各施設に対する監視指導を行う。
	薬事	薬局・医薬品店舗販売業・特例販売業の許可及び届出の受理・監視指導、毒物劇物販売業の登録・監視指導を行う。
	医療安全相談	市民の医療に関する相談・苦情に迅速かつ適切に対応しその情報を医療機関に提供することを通じて、医療機関自らが行う患者サービスの向上を推進することにより、医療の安全と信頼の向上を図る。
	免許申請等経由事務	医師・歯科医師・薬剤師等医療従事者の免許申請等の受理、免許証の交付を行う。
	献血推進	県及び日本赤十字社奈良県赤十字血液センターと連携し、献血制度の普及・啓発及び移動献血会場の確保等を行う。
骨髄バンク	骨髄提供希望者登録推進事業	県及び骨髄移植推進財団事務局等と連携し、骨髄バンクのドナー登録の普及・啓発活動を行う。
石綿対策	アスベスト健康相談	アスベストによる健康被害についての市民の不安に対応するため健康相談窓口を設置し、健康不安に対応する。
栄養改善	国民健康・栄養調査	国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。
	専門的栄養指導	難病や特殊な病態管理が必要な在宅療養者にQOLの向上のための食生活支援を行う。栄養成分表示に関する指導や相談に応じる。
	特定給食施設等指導	特定給食施設等に対し、個別巡回指導、研修会等集団指導を行う。

事項名	事業名	概要
食育推進	食育推進計画	奈良市食育推進計画に基づき、食育の普及・啓発等の食育推進事業を行う。
健康づくり	健康づくり啓発	様々な年代層の市民に役立つ健康に関する情報の提供を行うことで市民の健康の保持増進を図る。
	たばこ対策	喫煙が健康に及ぼす体への影響や禁煙方法の正しい知識の普及を図る。また、市民の健康増進の観点から受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進する。

2 保健・環境検査課

(平成 26 年度)

事項名	事業名	概要
理化学検査	食品衛生検査	食品衛生法に基づき、食品の成分規格、食品中の添加物、残留農薬、器具・容器包装等の理化学検査を行う。行政検査と市民等からの依頼検査を行う。
	家庭用品検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品、家庭用洗剤、エアゾル製品等の検査を行う。
	水質検査	水道法、遊泳用プールの衛生基準に基づき、飲料水、プール水の理化学検査を行う。また、公衆浴場法及び旅館業法に基づき、浴槽水等の理化学検査を行う。
微生物検査	感染症検査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生時の関係者の保菌検査を行う。
	食品衛生検査	食品衛生法等に基づき、収去検査及び食中毒発生時の行政検査を行う。また、市民等からの依頼による食品等の微生物検査を行う。
	利用水検査	公衆浴場法及び旅館業法に基づき、浴槽水等の微生物検査を行う。
環境検査	水質検査	水質汚濁防止法等に基づき、河川水や特定事業場排水の水質検査などを行う。
	大気検査	大気汚染防止法に基づき、大気の汚染状況検査や特定事業場の排ガス検査などを行う。
	悪臭検査	悪臭防止法に基づき、工場・事業場から排出される悪臭規制物質の測定及び官能試験による検査を行う。

3 生活衛生課

(平成 26 年度)

事項名	事業名	概要
食品衛生	食品関係営業施設の許可及び監視指導	食品衛生法に基づき、飲食店等の営業許可及び監視指導を行う。食品の安全性を確保するため年間計画に基づき、食品等の収去検査を行うとともに、夏期及び年末には重点監視指導を行う。

事項名	事業名	概要
食 品 衛 生	食中毒防止対策	乳幼児や高齢者などの食中毒のハイリスクグループが利用している保育所、社会福祉施設、病院等の給食施設に対して重点指導を行う。 また、食中毒の発生状況をホームページに掲載するとともに、年間を通じて食品関係営業施設等の関係者に対して講習会を行う。
	食の安全相談窓口	食の安全を脅かす様々な問題が発生していることから、相談窓口を設置し、市民が抱える食に関する疑問及び不安に応える。
	家庭用品安全対策	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品による健康被害を防止するため、試買検査を実施する。
	食鳥処理	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、立入検査を行い、構造設備の改善及び食鳥肉の衛生的な取扱いについて指導を行う。
生 活 衛 生	ホテル・旅館・簡易宿所・下宿、興行場、公衆浴場の許可及び監視指導	旅館業法、興行場法、公衆浴場法に基づき、各営業施設の許可及び監視指導を行う。
	理容所、美容所、クリーニング所の開設検査及び監視指導	理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づき、各営業届出の検査及び監視指導を行う。
	専用水道、簡易専用水道、遊泳用プールの設置届出検査及び監視指導	水道法、遊泳用プールの衛生管理基準に基づき、健康被害を未然に防ぐため衛生指導を行う。
	温泉利用施設の利用許可及び監視指導	温泉法に基づき、温泉利用の許可及び監視指導を行う。
	特定建築物の届出検査及び監視指導	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、特定建築物の維持管理についての指導を行う。
	墓地等の経営許可及び監視指導	墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂、火葬場の経営許可及び監視指導を行う。
	化製場等の許可及び監視指導	化製場等に関する法律に基づき、化製場、死亡獣畜取扱場の設置の許可、動物の飼養又は収容の許可及び監視指導を行う。
	ねずみ・衛生害虫の駆除相談	ねずみ、衛生害虫駆除についての相談に応じるとともに浸水家屋発生時に薬剤散布を行う。
	シックハウス相談	シックハウス相談窓口を設置し、必要に応じ簡易測定（ホルムアルデヒド等）を行う。
動 物 管 理	狂犬病予防対策	狂犬病予防法に基づき、犬の登録、狂犬病予防注射及び狂犬病予防注射済票の交付を行う。 また、狂犬病予防法及び奈良県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、徘徊犬、放し飼い犬の捕獲・収容を行い、動物による人への危害防止に努める。

事項名	事業名	概要
動物管理	動物愛護	<p>動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録、特定動物の飼養の許可、犬・猫の引取り及び負傷動物の救護を行う。また、収容した動物に、生存の機会を与える譲渡事業を行う。</p> <p>広く市民には、人と動物が共生する社会を形成するため、動物愛護の理念についての理解と関心を深めることに努める。</p> <p>犬・猫の飼い主に対しては、鳴き声、ふん尿等による迷惑を及ぼすことのないよう飼い主責任としての自覚を促すとともに、みだりに繁殖し、飼養が著しく困難にならないよう不妊去勢手術を奨励し、適正飼養の普及啓発を図る。</p>

4 保健予防課

(平成 26 年度)

事項名	事業名	概要
結核対策	患者支援	<p><患者登録業務> 届出に基づき患者及び要観察者を結核登録票によって登録する。</p> <p><患者支援> 登録された患者を適切な医療と家庭訪問等保健指導やDOTS事業により治療終了につなげ、結核回復者に対し精密検査を実施する。</p>
	結核医療費公費負担事業	法 19 条・20 条による入院の勧告・措置の入院患者の医療費(法 37 条)及び結核患者の適正医療(法 37 条 2)を推進するため感染症診査協議会(法 24 条 1)を開催する。
	結核健康診断	<p><定期健康診断> 結核の早期発見・早期治療を目的に、65歳以上を対象に結核住民検診を実施する。</p> <p><接触者健康診断> 届出により疫学調査を実施し、感染を受けた可能性のある家族・接触者に対し、結核の早期発見・まん延防止のために接触者健康診断を実施する。</p>
	普及啓発事業 発生動向調査事業	<p>結核予防のための研修会開催や医療機関、高齢者施設、市民へのパンフレット配布、パネル展示を実施する。</p> <p>結核の発生の動向について、年単位で情報を収集・解析する。</p>
感染症対策	感染症発生動向調査事業	感染症の発生の動向について、週単位(一部月単位)で情報収集し、分析及び情報提供を行う。
	B型・C型肝炎検査及び相談事業	<p>輸血等による血液感染の不安がある人に対し、無料で検査・相談を実施する。</p> <p>*B型・C型肝炎検査:第4月曜日 13:30~15:00 場所:保健所</p>
感染症対策	感染症予防及び啓発事業	感染症に関する正しい知識を普及し、感染予防及び感染拡大の防止のため、研修会開催や医療機関、高齢者施設、市民へのパンフレット配布、パネル展示を実施する。
	感染症まん延防止対策	届出により疫学調査、接触者調査を実施し、必要に応じて消毒を行い二次感染を防止する。新感染症等に対応するため、平常時から連絡体制(移送、検査、医療機関等)を整備する。

事項名	事業名	概要
エイズ対策	即日 HIV 抗体検査及び相談事業	感染不安のある人に対し、匿名・無料で抗体検査・相談を行い、不安の解消や正しい知識の普及を推進する。 *即日 HIV 抗体検査:第 1・2・3 月曜日 13:30~15:00 休日・夜間即日 HIV 抗体検査:6 月・12 月 場所:保健所
	普及啓発事業	「HIV 検査普及週間」「世界エイズデー」等において、HIV 感染予防及び人権啓発を行うため、高校、大学、関係機関等と連携し、エイズ研修会の開催やパンフレット配布等の啓発活動を実施する。
予防接種	予防接種の実施及び相談	感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止を目的として、結核、ジフテリア・百日咳・破傷風、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、ヒトパルボウイルス感染症、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、インフルエンザの予防接種を実施し、相談に応じる。
精神保健対策	相談・訪問支援事業	精神障がい者やその家族、関係機関等からの精神保健福祉に関する相談に対して、医学的指導、ケースワーク、関係機関への紹介等を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行い、本人の状況や家庭環境・社会環境を把握し、これらに適した支援を実施する。
	集団援助活動	精神障がい者の社会参加を促進するために、精神障がい者本人及びその家族を対象に統合失調症当事者教室や精神保健福祉家族教室を実施する。
	地域援助活動	精神保健福祉の向上のため、奈良市地域自立支援協議会精神障がい部会との連携や精神障がい者家族会への支援、連携会議、講師派遣等を実施する。
	アルコール関連問題対策	アルコール関連問題の発生予防やアルコール依存症者の社会復帰の促進を図るため、相談指導及び知識の普及啓発を目的に、アルコール関連問題懇談会、アルコール依存症自助グループ活動支援等を実施する。
	自殺予防対策	自殺対策基本法に基づき、奈良市における自殺対策を総合的に実施するため、普及啓発事業や研修会等を開催する。
難病対策	特定疾患治療研究事業の申請受付	国が特定疾患治療研究対象と定めた 56 疾患に対して研究事業費として医療保険の自己負担分を一部または全額公費負担する申請の受付を行う。
	在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の申請受付	在宅療養中の人工呼吸器使用中の特定疾患患者に対し、診療報酬の回数を超える訪問看護費用の公費負担申請の受付を行う。
	在宅重症難病患者一時入院事業	神経筋難病患者が家族等介護者の疾病、休息等の理由で在宅介護を受けることが困難になった場合、奈良県の指定する拠点、協力病院へ一時的に入院できるよう支援、申請受付を行う。
	重症難病患者コミュニケーション支援事業	特定疾患医療受給者証を保持し、難病に起因するコミュニケーション障害により機器等を介さなければ意思伝達が困難である者やコミュニケーション障害をきたす恐れのある者に対して、コミュニケーション機器の貸し出しの申請受付を行う。

事項名	事業名	概要
難病対策	難病患者地域支援対策推進事業	難病患者及びその家族に対して、介護及び精神的負担の軽減並びにQOLの向上等、地域における日常生活を支援することにより、患者や家族が安心して療養できる環境づくりを推進する。
原爆被爆者対策	被爆者健康手帳・各種手当の申請受付	原子爆弾被爆者に対し、被爆者健康手帳や各種手当の申請受付を行う。
肝炎対策	肝炎医療費助成申請の受付	B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療費並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療費の一部を助成する申請の受付を行う。
医療給付	未熟児養育医療	指定医療機関での入院養育を必要とする未熟児に対し、医療費の助成を行う。(所得税に応じた自己負担あり)
	自立支援医療(育成医療)	身体に障がいがある手術等の治療により障がいが軽くなり、日常生活が容易にできるようになる18歳未満の人が、指定医療機関で治療することに対し医療費の助成を行う。(所得等に応じた自己負担あり)
	結核児童の療育給付	結核により長期の入院療育を必要としている18歳未満の人に対し、医療の給付及び学用品・日用品の給付を行う。(所得税に応じた自己負担あり)
	小児慢性特定疾患治療研究事業	対象となる疾患の治療を必要とする20歳未満の人が、委託医療機関で治療することに対し、医療費の助成を行う。(所得税に応じた自己負担あり)

5 健康増進課

(平成26年度)

事項名	事業名	概要
母子保健対策	不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付事業	不妊治療のうち、治療費が高額となる体外受精・顕微授精に対し、治療にかかった費用の一部を助成する。
	一般不妊治療費等助成金交付事業	健康保険適用となっている不妊検査や一般不妊治療、また健康保険適用外の人工授精などの治療に要した経費の助成を行う。
	母子保健評価推進会議	母子保健施策について各関係機関と課題を共有し連携を促進すると共に、母子保健事業の効果的な実施と体制整備を図ることを目的に会議を実施する。
	妊娠判定受診料公費負担事業	市民税非課税・生活保護受給世帯の方を対象に、妊娠に関する経済的負担を軽減し、妊婦健康診査未受診の妊婦の解消を図るため、妊娠判定受診料の公費負担を実施する。
	妊娠届出・母子健康手帳の交付	妊婦に対する健康診査、保健指導等の母子保健の向上に関する行政的措置を早期に実施するため、妊娠の届出書の受理と母子健康手帳の交付を実施する。

事項名	事業名	概要
母子保健 対策	妊婦健康診査	母体や胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査の公費負担を行う。
	母親教室 (はじめてのママパパ教室)	妊娠16週以降36週未満の初妊婦に、1回目は妊娠・出産に関する講義と実技・赤ちゃんとの交流を実施、2回目は夫婦で参加し、出産・育児についての講義と実技、3回目は、歯科健診・歯と栄養についての講義と実習で正しい知識の普及を図る。
	プレママのためのクッキング講座	妊娠16週以降28週未満の初妊婦を対象に、講話や調理実習を通して、妊娠期の食生活や離乳食について正しい知識の普及を図る。
	若年妊産婦支援教室 (ティーンズママの会)	若年妊産婦は社会的背景に問題を抱える者が多く、妊娠期より信頼関係を築ききめ細やかな支援が必要となる。若年妊産婦が地域から孤立することなく、正しい知識を持ち、楽しく育児に取り組めるよう支援を行う。
	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦の健康管理や新生児期の発育・栄養・環境等について適切な指導を行うため、助産師及び保健師が必要に応じて訪問を行う。
	未熟児訪問指導	未熟児を対象に訪問を行い、保護者の育児不安の解消を図るとともに、医療との連携を図りながら適切な支援を行う。
	乳幼児健診 (4か月児健診、10か月児健診、1歳7か月児健診、3歳6か月児健診)	発育・発達の見極め節目である各時期に健診を行うことにより、疾病の早期発見・早期治療・早期療育につなげる。また、育児不安の軽減、虐待の予防を図る。
	産後うつ対策事業	精神的な問題を抱える産前産後の母子への支援体制構築にむけて、周産期看護スタッフ連携会議を開催する。また保健・医療の関係機関で適切に連携介入が行えるよう医療機関と事例について支援方法の検討を行っている。
	乳児教室 (5か月児離乳食教室、10か月児むし歯予防・育児の教室)	5か月児とその保護者を対象に離乳食教室(ぱくぱく教室)で離乳食・子どもの成長・子育て等についての講義、10か月児とその保護者を対象にむし歯予防・育児の教室(きらきら教室)で歯の手入れ・発達・生活リズム等の講義と実習を行うことで、発育・発達の支援を行う。
	発達支援事業 (発達相談、発達支援教室)	幼児健診(1歳7か月児健診、3歳6か月児健診)で精神発達の精密検査が必要と判断された児に対して心理判定員による発達検査を用いた相談を行い(発達相談)、発達の支援が必要と判断された子どもと親に対して、遊びを通して適切な相談を行い(発達支援教室)、必要に応じて医療・療育につなぐことにより発達の支援を行う。
	妊産婦・乳幼児健康相談	妊婦の妊娠中の不安や心配事及び乳幼児をもつ保護者の子育てに関する心配事などについて、保健師・助産師等が、保健所や西部会館及び公民館を巡回し、相談に応じる。
4歳6か月児発達相談会	3歳6か月児健診では発見されにくい発達の遅れや集団生活での困りごとに対して保護者が相談できる場をもち、医師、保健師、保育士、心理判定員、管理栄養士、教育相談課相談員が問診や行動観察を行い相談に応じる。必要に応じて在籍園との調整も行う。	

事項名	事業名	概要
母子保健策	すくすく相談	乳幼児の心の発達についての相談に応じることにより、子どもの心身の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図る。
	地域における健康づくり教室	正しい生活習慣の確立など健康づくりに関する健康教育を行う。
	療育指導事業	長期にわたり療養を必要とする児に対し、相談や訪問、関係機関との調整などを行い、日常生活における健康の保持増進及び育児不安の軽減を図る。また、療育サークルへの支援を行う。
	生涯を通じた女性の健康支援事業	生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、思春期から更年期に至る女性を対象に相談・啓発を実施する。
	フッ化物塗布	むし歯予防の効果的な手段及びかかりつけ歯科医をもつきっかけ作りとして2歳8か月から3歳の誕生日までにフッ化物塗布を実施する。併せて歯科健診・ブラッシング指導も実施する。
	保育園の口腔衛生指導	乳歯のむし歯予防と健全な永久歯の発育をめざし、保育園児及び保護者を対象に歯科指導を実施する。
	「8020」運動啓発事業（歯を守るためのポスター作品展・歯っぴいフェスティバル）	歯の衛生週間の事業として、ポスターの作品展及び保健所での無料歯科検診、フッ化物塗布、歯みがき指導などのイベントを行い歯科疾患の予防等、歯の衛生に対する意識の普及啓発を図る。
成人保健策	健康手帳の交付	健診や健康の状況を記載し、自らの健康管理に役立てるよう40歳以上の市民に無料で配布する。
	健康教育	生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、自分の健康は自分で守るという認識と自覚を高めるために各地域で健康講座等を実施する。
	健康相談	個別の相談に専門家（保健師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士）が対応し適切な助言を行い、市民の健康の保持増進を図る。
	健康診査	生活習慣病予防対策の一環として、疾患の早期発見・早期治療を目的として、健康増進法に基づく健康診査、がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診を実施する。
	特定保健指導	メタボリックシンドローム予防を目的に、特定保健指導対象者に、動機付け支援・積極的支援を実施する。
	機能訓練	健康寿命の延伸を目標に対象者（介護保険非該当者）の状況に応じ、心身機能の維持改善を図り、QOLが向上できるように実施する。
	訪問指導	保健師、理学療法士等が訪問し介護予防及び保健、医療、福祉等のサービスの調整を行い、QOLの向上及び健康の保持増進を図る。
健康づくり	啓発事業	「健康増進普及月間」「世界糖尿病デー」等において、「奈良市21健康づくり」を広く市民にアピールし、健康づくりの推進を図る。
	健康づくりボランティアの育成	食生活改善推進員・運動習慣づくり推進員の養成及び活動を支援し、「奈良市21健康づくり」を各地域で推進する。